

	項目	自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー第1に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	学生向け「いじめ調査アンケート」実施の際に、教職員にも事前告知を行い、見守りの呼びかけを行い、いじめの芽を摘む努力をした。		
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	「学校いじめ対策委員会」を、いじめアンケート実施後に定期的に開催し、相談のあった学生について、委員会内で情報共有を行っている。	昨年度改善予定であった規則の改正が出来ておらず、「学校いじめ対策委員会」の組織の見直しを諮っていないため、今後規則改正を行う。	令和6年3月
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	SSWによる講演を実施。 機構本部で実施した「いじめ防止等研修動画」についても、教職員全員に周知し、全員視聴し、Formsアンケートに回答するようにした。		
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	「校内の人との関わり」アンケート実施について、教職員に周知を行っている。また、いじめ防止等基本計画において職務内容を定め、本校ホームページに掲載することで、全教職員に周知した。	「いじめ防止等基本計画」の中に、「学校いじめ防止プログラム」「早期発見・事案対処マニュアル」が含まれているものが、ホームページには掲載されず漏れていたため、改めて掲載し、周知を行う。	令和6年2月
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	年度初めの教員会議で、学生主事から口頭で、学生主事会議の報告と合せ、アンケートの実施時期・学生面談の実施時期等についておおよその流れを周知している。	今後も同様に周知を行っていく。	
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	気になる学生がいた場合は、情報共有するよう徹底している。	いじめに限らず、気になる学生がいる場合には、情報共有するよう、様々な組織から呼び掛けている。	
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	福島高専いじめ防止等基本計画に重大事態への対処や、「学校いじめ対策委員会」の役割が明記されており、周知されている。	今後も同様に周知を行っていく。	
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている。	アンケート結果や、その後の面談等の情報については、対応している関係教職員で共有している。		
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっていたかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか。	R4は検証・反映は出ていない。	今後、年度末に点検を実施し、必要に応じて改正を行うこととする。	令和6年3月
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	アンケートの設問を見直し、「いじめ」というワードを出さずにいじめの芽になりそうな事柄を拾い上げられる設問に変更した。アンケートは年4回実施予定で（現在3回実施）、全学生面談も実施している。情報は、「学校いじめ対策委員会」で共有している。		
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている。	毎週SSWへの相談の機会が設けられ、心配な学生がいれば、学生主事と共有している。深刻な相談があれば、いじめ対策委員会として情報を共有するものとしている。		
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	全学生を対象に毎年SNS講座を実施している。	今後もオンラインなどを活用し、いじめに関する研修を実施していく。	
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深めるための取組を実施している。	夏休み前、冬休み前の集会において、学生主事からの講話として学生に周知している。	今後は、春休み前の集会でも話す予定である。	
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組を推進している。	アンケートの際に学生の自覚を促すよう周知している。	学生会長を中心に、学生が主体的に取り組める内容について検討を依頼している。	
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	本校ホームページに「学校いじめ防止基本計画」を掲載。令和4年12月に、文書にて「いじめ防止の取組」に関するお知らせを通知。	今後も、後援会総会や保護者宛文書にて、いじめ防止の取組についての周知を行っていく。	
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	被害者・加害者およびその保護者に対して、学内対応方針を伝えることとしている。	学生主事から電話で説明を行っている。	
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	福島高専参事会において、説明を行い、連絡・協力体制の依頼を行った。		
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	平成30年度より、「チーム福島高専」を発足させ、警察署・弁護士・スクールソーシャルワーカーなどが連携を行い、直ちに情報共有が出来る態勢を構築している。今後も「チーム福島高専」として、迅速に対応できる体制を維持していく。		